

別表六(九)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(九)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額	1	円	平均売上金額 (別表六(十)「5」)	12	円
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$	13	
比較試験研究費の額 (別表六(十)「10」)	3		平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 $(1) - (13)$	14	
基準試験研究費の額 (別表六(十)「11」)	4		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
増加試験研究費の額 $(1) - (3)$ ($(1) \leq (4)$ の場合は0)	5		超過税額控除割合 $(15) - \frac{10}{100} \times 0.2$	16	
試験研究費					円

「22」欄

試験研究費の増加額に係る税額控除※1又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除※2を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項第1号」※1又は「第42条の4第4項第2号」※2

② 「区分番号」欄：「00486」※1又は「00012」※2

③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

※1 第42条の4第4項第1号(区分番号：「00486」)

増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%に相当する金額を超え、かつ、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合

※2 第42条の4第4項第2号(区分番号：「00012」)

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が平均売上金額の10%に相当する金額を超える場合

税額	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(5) \times ((7) \text{又は}(8))$ ($(5) \leq ((3) \times \frac{5}{100})$ の場合は0)	9	当期税額控除可能額 (11)の金額又は(19)の金額	20	
控除	当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	10	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「13の②」)	21	
	当期税額控除可能額 (9)と(10)のうち少ない金額	11	法人税額の特別控除額 $(20) - (21)$	22	

法 0301-0609